

## 利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（変更）原案 に対する意見を募集します

埼玉県では、「利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画」の変更手続（主な変更内容は一級河川新方川の整備内容）を行っています。

この河川整備計画で対象とする利根川水系中川・綾瀬川ブロックには35の一級河川（県管理）があり、これらの河川の治水、利水、環境等について、目標と実施に関する事項を定めています。

河川整備計画の作成・変更にあたっては、河川法に基づき、関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとされているため、県民コメント制度により、県民の皆さまから広く御意見を募集することとしました。

### 意見募集の対象

「利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（変更）原案」（以下、原案と略す）

### 対象河川

中川、綾瀬川、毛長川、辰井川、毛長川放水路、伝右川、一の橋放水路、古綾瀬川、深作川、大場川、第二大場川、垢川、元荒川、星川、野通川、赤堀川、忍川、新方川、会之堀川、大落古利根川、古隅田川、隼人堀川、庄兵衛堀川、姫宮落川、備前堀川、備前前堀川、青毛堀川、倉松川、大島新田川、幸手放水路、午の堀川、手子堀川、新槐堀川、権現堂川、原市沼川

### 意見募集期間

令和6年9月4日（水）から令和6年10月3日（木）  
17時15分必着（郵送の場合は当日消印まで有効）

### 原案の縦覧場所

募集期間中（土日祝日を除く8時30分から17時15分まで）は、以下の場所において、「原案」、「原案変更部分対比表」の縦覧を行っています。

県土整備部河川砂防課、さいたま県土整備事務所、北本県土整備事務所、熊谷県土整備事務所、行田県土整備事務所、越谷県土整備事務所、杉戸県土整備事務所、総合治水事務所、さいたま市役所、川口市役所、越谷市役所、熊谷市役所、行田市役所、加須市役所、春日部市役所、羽生市役所、鴻巣市役所、上尾市役所、草加市役所、桶川市役所、久喜市役所、北本市役所、八潮市役所、三郷市役所、蓮田市役所、幸手市役所、吉川市役所、白岡市役所、伊奈町役場、宮代町役場、杉戸町役場、松伏町役場

※原案は埼玉県のホームページでも掲載しています。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/kasen/seibikeikaku2.html>

### 意見書作成方法

御意見は、別添意見提出様式に御記入いただくか、下記①から⑤を御記入してください。

①氏名（法人その他の団体にあたっては、名称及び代表者の氏名、並びに担当部署名及び担当者名）【必須】

②住所（都道府県・市区町村、法人その他の団体にあたっては、主たる事務所の所在地）【必須】

③年齢（企業・団体の場合は不要）【任意】 ④電話番号又はメールアドレス【任意】

⑤中川・綾瀬川ブロックとの関係（中川・綾瀬川ブロックに住所が無い場合のみ記載をお願いします）

（例）〇〇川沿いに土地を所有している。〇〇川の清掃活動に年何回程度参加している。など【任意】

御意見（「利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（変更）原案」の該当箇所（章、頁）を記入の上、御意見を記入してください。）

### 提出先

○郵送の場合 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県県土整備部河川砂防課計画調査・流域治水担当 宛

○ファクシミリの場合 048-830-4865

○電子メールの場合 a5120-08@pref.saitama.lg.jp

・件名に「利根川水系中川・綾瀬川ブロック河川整備計画（変更）原案」意見書と明記ください。

○その他 原案の縦覧場所の担当へ直接手渡し

### 問合せ先

埼玉県県土整備部河川砂防課 計画調査・流域治水担当 吉野、中村、梅田

電話：048-830-5162